

# 運動部活動の成立過程と取扱いの変遷

## 1 運動部活動の成立過程

我が国におけるスポーツは、近代学校教育制度の基礎が確立した明治初期の大学や軍隊において、当時来日した諸外国の教師や将校が、学生に海外の各種スポーツを伝えたことに由来する。当時の学生制度は、諸外国の教育制度の影響を強く受けて整備されていったため、スポーツについても「児童の品性は校庭における遊技で育成され、紳士は運動場で養成される。」という英国の教育的価値が重視された。

1880年代には外来スポーツを愛好していた学生たちが、課外活動組織として学内にスポーツクラブ（運動部）を作り、学生のスポーツ活動が活発になった。

その後、大学でスポーツを行ってきた教師たちが全国に広めていき、文部省が課外スポーツを奨励するようになり、運動部活動が学校教育活動に位置付いていった。

## 2 部活動の取扱いの変遷

昭和22年に新学制の規定がなされ、学習指導要領において、部活動は選択科目の「自由研究」に位置付けられた。その内容として、学年の区別を離れた児童生徒のクラブ活動が初めて教育課程の中に示された。

昭和26年の改訂では、「全生徒が参加し、自発的な活動をする」「正規の教科とならんで重要な役割を果たす」特別活動の領域として位置づけられた。昭和33・35年の改定においても同様に位置づけられた。

昭和44年の学習指導要領改訂では、体育は学校教育活動の課題として「総則」に記され、教育課程内の「クラブ活動」が全生徒必修となった。同時に、それまで位置づけられていた部活動に関わる表記はなくなった。

昭和52・53年の改訂になると、部活動を再び学校教育活動として位置付けることとなり、平成元年の改訂では、中・高等学校については「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動の参加をもってクラブ活動の一部または全部の履修にかえることができる」と示され、条件付きではあるが、教育課程内のクラブ活動に代替を認めた。

しかし、平成10年・11年の改訂では、中・高等学校における「クラブ活動」は廃止となり、部活動は条件付きとしても学習指導要領に位置付けがなくなり、学習指導要領解説体育編（小学校）及び保健体育編（中・高等学校）の中の「運動部の活動」として記載程度に留められた。

平成20・21年の改訂では、中教審答申を受け、中・高等学校の学習指導要領総則に、学校教育の一環として教育課程と関連を図るよう留意するなど部活動の意義と留意点等が示された。

平成29・30年の改訂では、前回の改訂に加え、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するためにさらに教育課程との関連を図るとともに、持続可能な運営体制の整備についてなどが中・高等学校の学習指導要領総則に示された。